

屋根の雪下ろしにかかる費用の一部を助成します

(屋根の雪下ろしが必要となった際、必ず作業施行前にご相談ください。)

本市では、人口の減少、高齢化の進展に伴い、高齢者のみの世帯が増加している。自力で雪下ろしをすることが困難な高齢者等の世帯に対し、居住する家屋の屋根の雪下ろしに要する費用を助成し、冬季間における安全確保と積雪による家屋の倒壊等の事故を未然に防止し、自立した生活の継続と、不安の解消を図ることを目的とする。

1. 高齢者等雪下ろし支援事業(雪下ろしが困難な高齢者世帯への支援)

<目的> 自力で雪下ろしをすることが困難な高齢者等の世帯に対し、費用の助成を行うことを目的とする。

対象経費	自力で雪下ろしをすることが困難な高齢者が、居住する家屋の屋根の雪下ろしを市内の業者（市内に本支店を有する法人又は市内に住所を有する個人事業者）へ委託した場合の費用の一部を助成する。 <u>(下ろした雪の除排雪費用は含みません。)</u> 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、2万円を限度とする。（申請は期間中1回まで）
実施期間	12月から翌年の3月末日までに雪下ろしを実施した場合
補助対象の要件	・支援対象者 大館市内に住民登録をし、自力で雪下ろしをすることが困難な世帯で、 <u>下記の要件をすべて満たすもの。</u> (1) 65歳以上の高齢者だけで一戸建ての持ち家住宅に居住していること (2) 当該年度において市民税非課税世帯であること (3) 本市の市税を滞納していないこと ・次のいずれかに該当する場合は、支援の対象外とする (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯 (2) 別居の親族等や近隣者等により屋根の雪下ろしの支援を受けられる世帯 (3) 施設に入所または病院に入院等をしており、事業実施期間において住居に補助対象者が居住していない世帯 (4) 世帯分離等により、1戸の住宅に補助対象外の同居者がいる世帯
施行時期	平成29年12月1日
申請及びお問い合わせ	大館市福祉部 長寿課 高齢者福祉係 TEL 0186-43-7056

(裏面もご覧ください。)